

松本市農作物食害防止事業（有害鳥獣対策）のご案内

1 事業内容

野生鳥獣から農作物を守るためには、物理柵や電気柵等の集団設置が効果的です。地域をあげて実施できるよう支援します。

2 支援内容

物理柵（ネットフェンス等）・電気柵等、野生鳥獣の侵入防止施設の設置に必要な資材購入費（工事費は含めない。）の1／2以内の額を助成します。

次の要件に該当する場合も助成対象とします。

- (1) 以前に本事業にて実施した地区においても5年を経過し、設備が故障などにより使用できない場合
- (2) 被害防止のための対象獣種が増えた場合は、増設分について補助対象とするもの

3 採択基準

次の要件に基づく「農作物食害防止事業実施計画」を作成し、市長の承認を得てください。

(1) 対象農家数【事業主体】

原則2戸以上の農家が参画すること。ただし、以下の場合は1戸のみも可とする。

ア 次の法律による指定を受けている地域で実施する場合

(ア) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条

(イ) 山村振興法第7条第1項

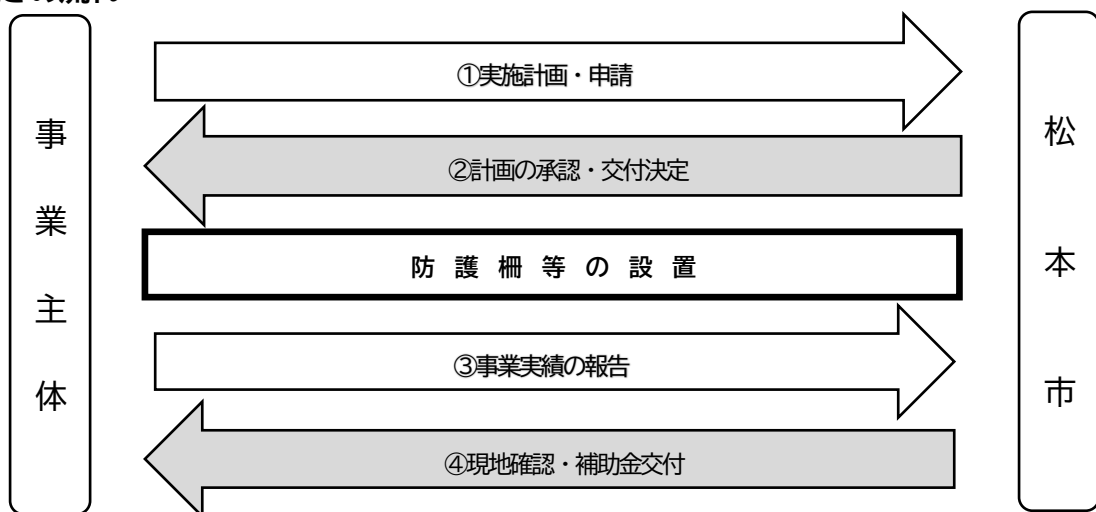
(ウ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項

指定地域：入山辺、今井、内田、本郷、四賀、奈川、安曇

イ その他市長が特に必要と認める場合

(2) (1)の参画者により施設の管理団体を組織し、施設管理規定を定めること

4 手続きの流れ



5 お問い合わせ先

松本市 産業振興部 農政課 経営支援担当

電話 0263-34-3222（直通） F A X 0263-36-6217

メール nosei@city.matsumoto.lg.jp